

## 文化財の指定について

このことについて、別紙のとおり指定することとする。

( 提案理由 )

文化財の指定については、熊本県文化財保護条例第 4 条第 1 項、第 2 7 条第 1 項及び熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 8 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

熊本県文化財保護条例（昭和 5 1 年熊本県条例第 4 8 号）

第 2 章 県重要文化財

( 指定 )

第 4 条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第 2 条第 1 項第 1 号で規定する有形文化財をいい、法第 2 7 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、県民にとって重要なものを熊本県指定重要文化財（以下「県重要文化財」という。）に指定することができる。

2 ~ 6 ( 略 )

第 4 章 県重要民俗文化財及び県重要無形民俗文化財

( 指定 )

第 2 7 条 教育委員会は、県の区域内に存する（中略）無形の民俗文化財（法第 2 条第 1 項第 3 号で規定する民俗文化財のうち無形のをいい、法第 7 8 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県民にとって重要なものを熊本県指定重要無形民俗文化財（以下「県重要無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 ~ 4 ( 略 )

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 2 0 年熊本県教育委員会規則第 5 号）

( 委任 )

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

( 1 ) ~ ( 1 7 ) ( 略 )

( 1 8 ) 文化財の指定

( 1 9 ) ~ ( 2 5 ) ( 略 )

2 ( 略 )

## 文化財の県指定に係る大まかな流れ



写

文審第1号

令和8年（2026年）2月3日

熊本県教育長 様

熊本県文化財保護審議会  
会長 伊東 龍一

文化財の県指定答申について（答申）

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第4条第3項及び第27条2項の規定により令和8年（2026年）2月2日付け教文第2507号で諮問のありましたこのことについて、令和8年（2026年）2月3日に開催の熊本県文化財保護審議会において慎重に審議いたしました結果、下記物件1・2・3を重要文化財に指定するよう答申します。

#### 記

##### 物件1

名 称：土佐光起筆 三十六歌仙図扁額 附 狩野寿信筆 模写扁額  
指定種別：熊本県指定重要文化財（絵画）  
答申理由：熊本県文化財指定及び選定基準  
第1重要文化財 2 絵画、彫刻、工芸 （1）、（3）

##### 物件2

名 称：寛政津波供養塔（一郡一基の塔） 附 玉垣・石段・仕切石  
指定種別：熊本県指定重要文化財（歴史資料）  
答申理由：熊本県文化財指定及び選定基準  
第1重要文化財 5 歴史資料 （1）

##### 物件3

名 称：高森のにわか  
指定種別：熊本県指定重要無形民俗文化財  
答申理由：熊本県文化財指定及び選定基準  
第3民俗文化財 2 重要無形民俗文化財 （1）

## 【絵画】土佐光起筆 三十六歌仙図扁額 附 狩野寿信筆 模写扁額

(とさみつおきひつ さんじゅうろっかせんずへんがく つけたり かのうひさのぶひつ もしゃへんがく)

### 【文化財の概要】

江戸時代前期（17世紀）に土佐光起が絵を描き、葛岡宣慶が賛を記し、大宮神社宝物として伝えられてきた全36面の三十六歌仙絵馬

### 【員数】

36面（模写扁額36面）

### 【所在地】

熊本市（熊本県立美術館寄託）

### 【所有者】

宗教法人大宮神社（山鹿市）

### 【年代】

江戸時代（17世紀）※模写扁額は19世紀

### 【答申のポイント】

- ① 土佐光起が左近衛将監となった初期の作でありながら、やまと絵本流の絵師としてのたしかな画技が見られる優品で、光起の代表作の一つと位置付けられ全国的にも希少であること
  - ② 他に類を見ないほど良好な保存状態であること
  - ③ 絵馬の希少性から大宮神社とその関係者らによって模写が制作されるなど、長きにわたって当地で守り伝えてきたこと
- ※ 模写扁額も光起が描いた絵馬の保護・継承に重要な役割を果たし、本県の文化財保護の歴史を考える上でも高い資料的価値を有するため附指定とし、一体的に保護を図る



（土佐光起筆 三十六歌仙図扁額）



（狩野寿信筆 模写扁額）

## 【歴史資料】寛政津波供養塔（一郡一基の塔） 附 玉垣・石段・仕切石

（かんせいつなみくようとう（いちぐんいっきのとう） つけたり たまがき・いしだん・しきりいし）

### 【文化財の概要】

寛政4年（1792年）4月に発生した大規模な津波災害（「島原大変・肥後迷惑」）の犠牲者を弔うと共に災害の記憶を継承するために玉名郡・飽田郡・宇土郡に建立された供養塔。

扇崎千人塚津波供養塔・小島津波供養塔・戸口浦津波供養塔の3基からなる。

### 【員数】

3基

### 【所在地】

- ①扇崎千人塚津波供養塔・・・玉名市
- ②小島津波供養塔・・・・・・熊本市
- ③戸口浦津波供養塔・・・・・・宇土市

### 【所有者】

- ①明神尾区／②小島校区第6町内自治会／③宗教法人西宗寺

### 【年代】

江戸時代（寛政4年（1792年））

### 【答申のポイント】

- ① 「島原大変・肥後迷惑」の犠牲者を供養するために、熊本藩の命令をもとに寺社と郡以下の実務により被災直後に建立された歴史資料であること
  - ② 県内に残る寛政津波関係石造物のなかでも古く、津波の記憶を後世に伝える歴史資料として重要であること
- ※ 扇崎千人塚津波供養塔に付随する玉垣・石段・仕切石も犠牲者供養のための祈りの空間を構成するものとして重要で、供養塔の価値を補完するものとして附指定とし、一体的に保護を図る。



（扇崎千人塚津波供養塔）



（小島津波供養塔）



（戸口浦津波供養塔）



玉垣



石段

（扇崎千人塚津波供養塔）



仕切石

## 【無形民俗文化財】高森のにわか

(たかもりのにわか)

### 【文化財の概要】

高森町の夏祭り「風鎮祭」で演じられる即興的な寸劇で、江戸時代の大坂や京都の花街で演じられていた滑稽な座敷芸に源流を持つ芸能「俄」の一つ。

俄を演じるのは高森町中心部の昭和町・旭町・上町・横町・下町の青年組織「向上会」の会員で、例年8月初旬から公民館に集まって稽古を行い、時事性に富んだ新作の俄を制作し、披露している。令和3年度～6年度にかけて高森町による調査が行われた。

### 【員数】

1件

### 【所在地】

高森町

### 【保持団体】

昭和向上会・旭向上会・上町向上会・横町向上会・下町向上会

### 【年代】

江戸時代（後期）～

### 【答申のポイント】

- ① 江戸時代の文化年間（1804年～1818年）には俄を伴う祭礼が存在しており、県内で現存する俄で唯一近世期からの連続性を持つ。
- ② 本県における民俗芸能化した俄の典型的な事例であり、地域の人々が時事性に富んだ俄を制作・披露しており、即興性を重視した芸能である俄の特徴をよく残す。
- ③ 県内で伝承されてきた俄が失われていく中で熊本における俄の多様性や歴史的展開を検討する上で重要な芸能。
- ④ 祭礼の中で造り物・仮装行列（平成23年度に終了）と密接な関係を維持し、祭礼研究の分野においても重要で県民の生活の推移の理解のために欠くことのできない文化財。
- ⑤ 町内5つの向上会によって今後も継続的な継承が期待される。



(高森のにわか)

写真提供：高森町

(参考) 今回指定をした後の県指定文化財の件数

	区分	現在の指定件数 (A)	今回の指定件数 (B)	合計 (A + B)
重要文化財	建造物	4 9 件	0 件	4 9 件
	<b>絵画</b>	<b>1 2 件</b>	<b>1 件</b>	<b>1 3 件</b>
	彫刻	5 5 件	0 件	5 5 件
	工芸品	6 0 件	0 件	6 0 件
	書跡	3 1 件	0 件	3 1 件
	典籍	0 件	0 件	0 件
	古文書	4 件	0 件	4 件
	考古資料	1 5 件	0 件	1 5 件
	<b>歴史資料</b>	<b>7 件</b>	<b>1 件</b>	<b>8 件</b>
	<b>小計 (a)</b>	<b>2 3 3 件</b>	<b>2 件</b>	<b>2 3 5 件</b>
無形文化財	芸能	3 件	0 件	3 件
	工芸技術	1 件	0 件	1 件
	<b>小計 (b)</b>	<b>4 件</b>	<b>0 件</b>	<b>4 件</b>
民俗文化財	有形民俗文化財	8 件	0 件	8 件
	<b>無形民俗文化財</b>	<b>3 5 件</b>	<b>1 件</b>	<b>3 6 件</b>
	<b>小計 (c)</b>	<b>4 3 件</b>	<b>1 件</b>	<b>4 4 件</b>
記念物	史跡	7 9 件	0 件	7 9 件
	名勝	4 件	0 件	4 件
	天然記念物	3 6 件	0 件	3 6 件
	<b>小計 (d)</b>	<b>1 1 9 件</b>	<b>0 件</b>	<b>1 1 9 件</b>
<b>合計 (a + b + c + d)</b>		<b>3 9 9 件</b>	<b>3 件</b>	<b>4 0 2 件</b>

(参考) 過去10年における文化財の県指定実績

年度	文化財名称 (種別・市町村)
平成27年度 (2015年度)	・ 木造聖観音菩薩立像及び木造四天王立像 (彫刻、多良木町)
平成28年度 (2016年度)	※平成28年熊本地震の影響により諮問実施せず
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下里御大師堂 附 厨子 (建造物、湯前町)</li> <li>・ 千利休書状 (二月十四日) (書籍、八代市)</li> <li>・ 細川忠興・忠利発給文書群 (古文書、熊本市)</li> <li>・ 津森神宮お法使祭 (無形民俗、益城町・菊陽町・西原村)</li> </ul>
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 黒糸威横矧二枚胴具足 (工芸品、熊本市)</li> <li>・ 長目塚古墳出土品 (考古資料、阿蘇市)</li> <li>・ 馬場楠井手の鼻ぐり (史跡、菊陽町)</li> </ul>
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造二天王立像 (彫刻、あさぎり町)</li> <li>・ 宇土半島の御輿来海岸及びその周辺の砂紋 (名勝、宇土市)</li> </ul>
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金春流中村家能楽等関連資料 (歴史資料、熊本市)</li> <li>・ 両迫間日渡遺跡出土祭祀遺物 (考古資料、玉名市)</li> </ul>
令和3年度 (2021年度)	※新型コロナウイルス感染症の影響により諮問実施せず
令和4年度 (2022年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山観音堂の鰐口 (工芸品、多良木町)</li> <li>・ 福田寺の五輪塔 (建造物、益城町)</li> </ul>
令和5年度 (2023年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山手永における石橋群 附 石碑2基 (建造物、宇城市・美里町)</li> <li>・ 野原八幡宮祭事簿 (古文書、荒尾市)</li> <li>・ 鹿目の滝 (名勝、人吉市)</li> </ul>
令和6年度 (2024年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国造神社 附 棟札 (建造物、阿蘇市)</li> <li>・ 木造天部立像 (伝十一面観音菩薩立像) (彫刻、美里町)</li> <li>・ 寛政津波教訓碑 (歴史資料、熊本市)</li> </ul>

(参考) 熊本県文化財保護審議会委員名簿 (任期: 令和6年6月1日~令和8年5月31日)

	分野	氏名	所属・役職等
1	建築 - 古建築	伊東 龍一 (会長)	熊本大学名誉教授
2	建築 - 近世・意匠	小粥 祐子	崇城大学工学部建築学科准教授
3	建築 - 町並み	大森 洋子	久留米工業大学工学部 建築・設備工 学科教授 (学長補佐 (地域連携セン ター長))
4	建築 - 近代化遺産	森山 学	熊本高等専門学校建築社会デザイン 工学科教授
5	建築 ・ 史跡	五島 昌也	佐賀県地域交流部文化課文化財保 護・活用室文化財保存・活用アドバ イザー
6	建築 (石造物) ・ 記念物	前川 清一	肥後金石研究会主催・元県文化課課 長補佐
7	美術工芸 - 古文書	稲葉 継陽	熊本大学永青文庫研究センター長
8	美術工芸 - 古文書	小川 弘和	熊本学園大学経済学部経済学科教授

	分野	氏名	所属・役職等
9	美術工芸 - 彫刻	中西 真美子	熊本県立図書館
10	美術工芸 ・ 無形	山崎 摂	八代市立博物館未来の森ミュージア ム審議員兼学芸係長
11	民俗	山下 裕作	熊本大学大学院教授
12	美術工芸 - 考古資料 記念物 - 史跡	小畑 弘己 (副会長)	熊本大学名誉教授
13	美術工芸 - 考古資料 記念物 - 史跡	杉井 健	熊本大学大学院教授
14	記念物 - 植物	副島 顕子	熊本大学大学院教授
15	記念物 - 地質鉱物	田中 均	熊本県博物館ネットワークセンター ミュージアムパートナー
16	記念物 - 名勝	藤田 直子	筑波大学芸術系教授

## (参考) 熊本県文化財指定及び選定基準 (昭和51年10月27日) 抜粋

熊本県文化財保護条例第4条、第20条、第27条、第35条及び第41条に規定する熊本県文化財の指定及び選定は、当分の間、次の基準により行う。

### 第1 重要文化財

#### 2 絵画、彫刻、工芸

- (1) 国の指定文化財に準ずるもの。
- (2) 県に在住した作家の手になったものですぐれたもの。
- (3) 県の絵画、彫刻、工芸史上または文化史上貴重なものですぐれたもの。

### 5 歴史資料

#### (1) 国の指定文化財に準ずるもの。※1

※1 国宝及び重要文化財指定基準 (昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号)

歴史資料の部

重要文化財

- 一 政治、経済、社会、文化、科学技術等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 二 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 三 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 四 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値が極めて高く、かつ、歴史上極めて意義の深いもの

### 第3 民俗文化財

#### 2 重要無形民俗文化財

- (1) 郷土に伝わる芸能のうち、よく伝統を保持し、すぐれたもの。  
たとえば練物、神事舞、仏事舞、雨ごい踊り、人形しば居、はやし、民謡、造物等。
- (2) 衣食住、生業、信仰等日常生活に関する風俗習慣の典型的なもの。たとえば神事、遊戯等。
- (3) 民芸品製作技術。